

令和5年度東吉野村物価高騰地域振興券特定事業者募集要項

1. 趣旨

この要項は、令和5年度東吉野村物価高騰地域振興券発行事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき発行される東吉野村物価高騰地域振興券（以下「振興券」という。）の活用に必要な、東吉野村内において事業所、店舗等を有し、特定取引を行い、受け取った振興券の換金を申し出ることができる事業者（以下「特定事業者」という。）の登録に関する事項を定める。

また、本要項に定める事項に基づいて登録者を募集する。

なお、本要項において用いる用語の定義は、実施要綱で定義されているものに準じることとする。

2. 登録できる事業者（特定事業者の資格）

特定事業者として登録できる事業者は、以下①から③を全て満たすものとする。

①東吉野村内に事業所、店舗等を有していること。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関する店舗など本事業の実施目的にふさわしくない事業者、公序良俗に反する事業者等でないこと。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に抵触する者でないこと。

3. 登録の受付・申し込み

（1）令和5年度に実施の村民生活応援券発行事業における特定事業者については、電話にて当該振興券事業においても特定事業者として登録を行うことの可否を確認する。

（2）（1）に回答がない場合は、改めて書面にて登録を行うことの可否を確認する。

（3）村民生活応援券発行事業において特定事業者として登録がなく、登録を希望する場合は、特定事業者登録申込書（第1号様式）（以下「登録申込書」という。）を村総務企画課に郵送または持参にて提出する。

（4）村は、（1）及び（2）で登録可と回答があった場合及び（3）で提出された登録申込書の内容について適当と認める場合は、特定事業者として登録し、特定事業者登録証明書（第2号様式）を交付する。

（5）特定事業者には、村から振興券の取り扱いマニュアルやポスター等を送付する。また、特定事業者の名称、所在地、業種等は交付対象者に振興券を送付する際に配布するチラシ等に掲載する。

（6）登録申込書は随時受付を行う。ただし、1月25日（木）までに村総務企画課に到着したもののみ、配布するポスターやチラシ等に事業者名を掲載することとする。

4. 特定事業者の負担

登録にかかる費用（登録申し込み時の郵送料を除く）及び使用済み振興券の換金にかかる手数料は無料とする。

5. 注意事項

特定事業者は、以下（1）から（8）の注意事項を遵守する。

（1）村が配布するポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。

- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明できるなど、不正使用が明らかな場合は、振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を村に報告すること。
- (3) 一人の者が10人分の振興券に該当する5万円分の振興券を一度に使用するなどといった「振興券の第三者への譲渡、再流通（二次使用）等が疑われるケース」を覚知した場合には、その事実を村へ報告すること。
- (4) 特定取引によって振興券を受け取った場合は、再流通を防止するために、直ちに振興券の裏面に使用日を記入するとともに自店印を押印するか署名すること。
- (5) 特定取引によって取得した振興券を再利用しないこと。
- (6) 特定取引によって取得した振興券の窃盗及び紛失については、特定事業者の責任及び負担とすること。
- (7) 特定事業者の登録事項に変更等があった場合には、速やかにその旨を村総務企画課に届けること。
- (8) その他事業の目的に反する行為を行わないこと。

6. その他

- (1) 振興券の使用範囲等及び換金手続については、実施要綱に定めるとおりとする。
- (2) その他、この要項の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

7. 問合せ先

東吉野村総務企画課

電話番号 0746-42-0441

(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)